

多文化共生指針改訂（素案）に関する意見公募手続の結果について

令和6年（2024年）1月12日～2月1日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

（1）集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール	1	4
4	電子申込システム	2	11
5	所管課への直接提出		
6	その他		
	合計	3	15

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数（人）	意見件数（件）
ア	市の区域内に住所を有する者	3	15
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの		
	その他（市民等の区分が未記入のもの）		
	合計	3	15

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	P.22 基本理念	<p>対等な関係を築くという観点から、災害での対応時に備えて、在住外国人へ情報提供するだけでなく、在住外国人の参加を募って、災害ボランティアになるワークショップ等の開催をするのはどうか。</p> <p>近年、イスラム圏の方々の転入が増えているが、災害が起こった時、日本人スタッフによる炊き出しや、避難所での生活は、宗教や文化の違う方々にとっての避難生活はとても大変である。</p> <p>他市町村で、在住外国人自らが、災害ボランティアとして活動している事例を聞いた。このような取り組みができるのととても良いと思う。</p>	<p>P.42 第4章「多文化共生施策の推進」「2.外国人市民が安心・安全に暮らせるまち（基本目標2）」「(5)災害への対応」「②災害時の体制整備」に記載の「災害時外国人支援ボランティアの養成講座」の中で、ご意見にありますワークショップ等の取り組みを行うため、指針は原文のままとします。</p>
2	P.33 2.外国人市民が安心・安全に暮らせるまち（基本目標2） 「行政情報の多言語化等」	<p>大切なお知らせが多い中、日本語を読むのが難しい外国人にとって、市から届いた封筒は、読めないからと封を開けず、情報が取れないままの人が多と思う。</p> <p>各部署から郵送する封筒に英語表記の部署名の印字があれば、大切なお知らせだと思い、日本語がわかる人に助けを求めることができる。</p>	<p>「行政情報の多言語化等」の「行政情報」には、市から発送する封筒に記載の内容も包含しているため、指針は原文のままとします。</p> <p>いただいたご意見は、施策推進の参考とさせていただきます。</p>
3	P.33 2.外国人市民が安心・安全に暮らせるまち（基本目標2） 「市ホームページの多言語化等」	<p>自動翻訳のほか必要に応じて、多言語化、やさしい日本語、ルビうちなどを行い、誰にも情報が届きやすいホームページにすることはとても良いと思う。</p> <p>保育園・幼稚園の入所等の申請、マイナンバーカードの申請も、QRコードで可能となったが、入力フォームの多言語化が必要だと思う。QRコードを読み込んでも全て日本語表記では電子申請ができない外国人が少なくない。</p>	<p>電子申請につきましては、現在、民間事業者が提供するパッケージシステムを利用しているため、市独自で対応することはできませんが、開発元への要望を行ってまいります。</p> <p>また、ブラウザの翻訳機能の使用をご案内するなど、外国人の方にもお使いいただけるよう対応してまいります。</p> <p>また、P.33「外国人市民が安心・安全に暮らせるまち（基本目標2）」「(1)円滑なコミュニケーション」</p>

			<p>ョン支援」に記載の「行政窓口対応の多言語化等」の「行政窓口対応」には電子申請システムも含まれているため、指針は原文のままとします。</p> <p>いただいたご意見は、施策推進の参考にさせていただきます。</p>
4	P.24 コラム3について	<p>相談対応のプロセスで大切にしていることとして、相談した人が抱えざるをえなかった、複合的で、個別具体的な状況を、私たち自身がまずは想像するという事です、とある。日本人も然りだが、外国ルーツの文化を備えた人にはより対応に想像が必要であると感じる。また、相談者の必要に応じて、地域の様々な社会資源と連携するなど領域横断的な対応を図ることが大事とあることに共感する。外国ルーツの文化を持つ人にはもっと想像が必要、そしてその想像を形とするために、対話がとても重要であると感じる。</p>	—
5	P.23 基本目標1 人権尊重の文化が根づくまち 1～2行目	<p>「自分の能力を發揮できる」、「多様な能力を活かし合う」について、「能力」の捉え方は、人によって違う。「能力」がある、ないで分ける人が多いが、「誰もが自己実現ができる」「多様な個性を活かし合う」など、幅広い表現にしてほしい。</p>	ご意見のとおり、修正します。
6	P.29 第5章 1.人権尊重の文化が根づくまち (1)人権尊重・多文化共生の意識づくり ①人権意識の啓発・教育	<p>在日外国人教育推進事業について、他の事業でも、(公財)とよなか国際交流協会との連携は密にされていると感じているが、特に小中学校・義務教育学校への講師の派遣については、(公財)とよなか国際交流協会との連携を明記していただきたい。</p>	<p>市内各学校で実施している人権学習及び教職員研修等は、在日外国人教育推進事業をはじめ、さまざまな事業を活用し、実施しているところです。</p> <p>ご意見いただきました講師派遣につきましては、(公財)とよなか国際交流協会に限らず、さまざまな団体と連携して実施しているため、指針は原文のままとします。</p>

7	<p>P.32 第5章 1. 人権尊重の文化が根づくまち(3)ルーツの尊重 3~5行目</p>	<p>「外国人の児童・生徒が本名を名のり、本名で呼ばれるような環境を醸成していきます。」については、学校教育も大事であり、本名でも差別されない社会にする必要がある。明記されていることは大変大事だと思う。このような環境づくりに市民としてもできることをしていきたい。</p>	<p>—</p>
8	<p>P.33 第5章 1. 人権尊重の文化が根づくまち(3)ルーツの尊重</p>	<p>ハギハッキョ（夏期学校）の事業名に、ハギハッキョキャンプも付け加えていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、修正します。</p>
9	<p>P.35 第5章 2.外国人市民が安心・安全に暮らせるまち (3)就学の保障と学習支援 ①子どもの学ぶ権利の保障</p>	<p>広報1月号の外国籍の子どもの就学手続きの記事で「日本の・・・義務教育ですが、外国籍の保護者にこの義務は適用されません」とあるが、「外国籍の子どもの教育を保障するため」など、積極的に受け入れる姿勢を出してほしいと思う。人によっては、「学校に行かせなくてもいい」と思わせる文になっていると思う。市の中でもっと情報共有が必要だろう。</p>	<p>ご指摘のご意見につきましては、「学齢期の児童・生徒の保護者には、学校教育法第17条に基づき、子を就学させる義務が課せられるが、外国籍の子を持つ保護者の場合はこの限りでなく、就学させなくても義務違反とはならない」ことを意図して記載したものです。 指針は原文のままとし、今後は、いただいたご意見をふまえ、表現方法について検討していきたいと考えています。</p>
10	<p>P.36 第5章 2.外国人市民が安心・安全に暮らせるまち (3)就学の保障と学習支援 ②日本語学習支援等</p>	<p>「第四中学校夜間学級」について、豊中市に夜間中学があることはとても意義深いと思う。豊中市の施策である子育てNO.1の中に、学習費用の免除があるが、夜間中学校にもこの施策を是非とも適用していただきたい。</p>	<p>「子育てしやすさNO.1」で掲げる柱のうち「教育の質・機会をハイレベルに」の取組みとして、学びの水準に影響を与える保護者負担費を無償化するものがありますが、その内容としましては、誰一人取り残さない教育を実現するために、教育に関する保護者の負担を軽減するというものです。 また、夜間学級の生徒向けの事業としましては、小・中・義務教育学校と同様に、就学のために必要な援助を行っているため、指針は原文のままとし</p>

			<p>ます。</p> <p>いただいたご意見は、施策推進の参考にさせていただきます。</p>
11	全体	<p>年号と西暦併記のところが、年号のみのところがある。見比べることができるように、外国人にもわかりやすく、すべて併記にすることを要望する。</p>	<p>ご要望のとおり、対応します。</p>
12	<p>P.2～3 第1章 指針改定について 2.国や大阪府の主な動き</p>	<p>「大阪府の主な動きは、・・・令和5年（2023年）に「大阪府在日外国人施策に関する指針」を改訂しました。」とあるが、2022年12月23日付けの朝日新聞朝刊による改訂の背景報道を読むと在日韓国・朝鮮人の歴史的背景を巡って排外的な質疑応答を府議会でやったことが改訂に至った理由だと考える。</p> <p>そのことに触れずして、後の章で在日韓国・朝鮮人のことを述べても、本指針がどれだけ生かされるかは疑問に思う。大阪府の動きとして、改訂背景の報道内容を記載すべきではないか。</p>	<p>P.2～3の「国や大阪府の主な動き」では、国や大阪府の多文化共生に関わる主な法律や条例の制定状況、方針や指針、計画などの策定状況等を紹介しています。</p> <p>そのため、個別の策定経過などは掲載せず、指針は原文のままとします。</p>
13	<p>P.11 第2章 外国人市民を取り巻く状況について 1.外国人市民の現状と推移 (5)就学前・児童・生徒数（16歳未満）の人口の推移</p>	<p>「外国人市民が増加したことにより、市内のこども園等や小・中学校に通う外国人のこどもも急増しています。」とあるが、文科省の2022年調査では、全国で約8,000人の不就学の外国籍の子どもが居ると言われている。島田小学校跡地に『学びの多様化学校（不登校特例校）』が建設されようとしているが、不就学の外国籍の子どもたちが通う、通わざるを得なくなり、地域から切り離すことになるのではないかと危惧する。</p>	<p>「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」は、不登校の子どもへの学習機会の確保を目的としているものであり、対象者は、在籍校に通えないことで、学習の機会に恵まれないが、学習意欲のある子どもとしております。</p> <p>指針は、原文のままとします。</p>

14	<p>P.14 第2章 外国人市民を取り巻く状況について 2. さまざまな課題 (2) 多文化共生に関するアンケート調査からみえるもの</p>	<p>「地域で日本人と外国人が交流できるイベントの開催や参加しやすいしくみづくりなどを行い、活発な交流を行っていくことが必要です。」とあるから、多文化共生のためには外国籍の子どもが地域の学校に通えるということがとても重要だと考える。『学びの多様化学校（不登校特例校）』に外国籍の子どもが通うことになることは本指針に反するものなので、外国籍の子どもが地域の学校に通えるようにし、『学びの多様化学校（不登校特例校）』を建設する予算・人があるならば、地域の学校の環境整備をするべきです。</p>	<p>「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」は、不登校の子どもへの学習機会の確保を目的としているものであり、対象者は、在籍校に通えないことで、学習の機会に恵まれないが、学習意欲のある子どもとしております。</p> <p>また、国においては、外国籍の子の保護者に対する就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する際は、国際人権規約等をふまえた教育を受ける機会を保障しています。</p> <p>指針は、原文のままとします。</p>
15	<p>P.42 第5章 多文化共生の施策の展開について 2. 外国人市民が安心・安全に暮らせるまち (5) 災害への対応 ③ 災害時の情報提供</p>	<p>100年前の関東大震災では、デマによって外国人が殺されるということが起った。中央防災会議報告書でも『歴史研究、あるいは民族の共存、共生のためには、（これらの要因について）個別的な検討を深め、また、反省することが必要』と、まとめられているように、関東大震災での教訓を指針に盛り込むべきではないか。災害時の人間心理、集団心理も考慮した災害時の情報提供は必須だと考える。</p>	<p>ご指摘の趣旨をふまえ、下記のとおり、追記します。</p> <p>(旧) 事故や災害などの発生時に外国人市民を対象に防災・消防・救急関連情報が十分に行き届くよう、多言語による情報提供や周知に努めます。</p> <p>(新) 事故や災害などの発生時に外国人市民を対象に防災・消防・救急関連情報が十分に行き届くよう、多言語による情報提供や周知に努めます。また、災害時には根拠のない無責任なうわさに惑わされず、的確な行動ができるよう啓発します。</p>

(3) その他意見公募手続を実施した案と定めた指針との変更点

該当なし。